

期日	班	資料番号
11/23	3	4

平成30年度 香取市市民事業仕分け

事業名	緊急通報体制整備事業
担当部課	福祉健康部高齢者福祉課

香 取 市

事業シート（概要説明書）

予算事業名	高齢者等の生活支援事業（緊急通報体制等整備事業）		事業開始年度	平成18年度				
上位施策事業名	高齢者福祉		担当局・部名	福祉健康部				
根拠法令等	香取市緊急通報装置設置要綱		担当課・係名	高齢者福祉課・高齢者支援班				
事務区分	■自治事務 □法定受託事務		作成責任者	遠藤 幸子				
実施の背景	緊急時の疾病等に迅速対応できる装置を設置することにより、健康に不安のある高齢者やひとり暮らしの高齢者等、日常生活を営む上で何らかの支援が必要な高齢者に対し、地域で安心して自立した生活を送るための高齢者等の生活支援事業として実施している。							
目的 (何のために)	①緊急時の疾病や災害等に迅速・適切に対応し、在宅の高齢者等の福祉の増進を図るために実施している。 ②遠隔地に居住する親族の不安軽減を図る。							
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	在宅の高齢者及び身体障害者のみで構成される世帯員		対象者数（全住民に対する割合）				
				4,367	世帯（14.1%）			
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施（直営） <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者：ALSOKあんしんケアサポート株式会社・富士通ソーシャルライフシステムズ株式会社・総合警備保障株式会社） <input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：） <input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）						
	事業内容 (手段、手法など)	事業内容 業務委託 業務内容別紙（緊急通報装置 各社比較表）（各社パンフレット） 申請に至る経緯 ・地域包括支援センターへの相談。 ・担当ケアマネージャーからの相談。 ・近隣住民及び地区担当民生委員児童委員からの相談。 ・シルバーガイドブック（隔年で発行、各戸配布）により本人・家族からの相談。						
	関連事業 (同一目的事業等)	別紙（高齢者等の生活支援事業）のとおり						
コスト	30年度（予算）		29年度（決算）		28年度（決算）		27年度（決算）	
	事業費合計	16,023千円	14,697千円	15,026千円	14,810千円			
	事業費内訳 (平成29年度分)	業務委託料 ALSOKあんしんケアサポート 1,104件 3,531,852円 富士通ソーシャルライフシステムズ 1,748件 5,002,776円 総合警備保障株式会社 2,330件 6,162,264円 合計 5,182件 14,696,892円 利用者負担金 300円×1,057月 317,100円 104人分						
	担当正職員	0.3人 2,130千円	0.3人 2,130千円	0.3人 2,130千円	0.3人 2,130千円			
	臨時職員等							
	人件費合計	0.3人 2,130千円	0.3人 2,130千円	0.3人 2,130千円	0.3人 2,130千円			
総事業費	18,153千円	16,827千円	17,156千円	16,940千円				
財源内訳	国県支出金							
	国県支出金の内容							
	地方債							
	その他特財	342千円	318千円	298千円	303千円			
	その他特財の内容		緊急通報装置利用者負担金					
一般財源	17,811千円	16,509千円	16,858千円	16,637千円				
財源合計	18,153千円	16,827千円	17,156千円	16,940千円				

事業シート（概要説明書）							
予算事業名		高齢者等の生活支援事業（緊急通報体制等整備事業）			事業開始年度		平成18年度
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）		単位	H29年度	H28年度	H27年度
		利用者人数		人	436/	444/	441/
					/	/	/
					/	/	/
	単位当たりコスト	緊急通報体制等整備事業 総事業費	/	利用者人数	千円	39	39
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	住み慣れた地域で高齢者が安心して生活を続けていくために必要なサービスであるため、対応件数を指標とした。					
	成果 （目標達成状況）		単位	H29年度	H28年度	H27年度	
		対応件数	件	1,204	1,353	1,481	
		うち 要確認件数	件	53	55	62	
	うち 救急車の要請件数	件	28	27	31		
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）	65歳以上の高齢者人口をはじめ、ひとり暮らし高齢者や支援が必要な高齢者等の増加がみられるなか、市の地域資源を有効に活用し、必要なサービスを確保し、住み慣れた地域で高齢者が安心して生活を続けていくことができるような仕組みづくりが求められているなかで、可能な限りの在宅福祉を推進するうえで事業の継続は必要だが、受益者負担対象者の範囲や負担金額についても検討する必要がある。						
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）	別紙（緊急通報体制等整備事業 他自治体比較）						
特記事項							

緊急通報装置 各社比較表

契約業者	特 色	協力員	送信機	電話機	生活機能センサー・安否確認	回線	市負担金	利用者負担金
① ALSOKあんしんケ アサポート	医師、看護師、薬剤師等による医療相談	必要	・ペンダント型	電話機が無い場合、設置不可。	・なし ・月一度の伺い電話	基本はNTTアナログ回線。それ以外は回線の種類により承諾書を添付して設置可	端末機レンタル分 月額3,207円/台 端末機買い取り分 月額2,484円/台	利用料金は1カ 月300円 設置月からかか り撤去月まではか かりません。
② 富士通ソーシヤルライ フシステムズ	リズムセンサーによる監視 看護師等による健康相談	必要	・ペンダント型 ・腕時計型（生活防水）	電話機が無い場合、設置不可。	・リズムセンサー監視 ※24時間対応 （希望により停止も可。センサーを取り込む、その際の設定を機械にするが、その際は機器に操作が必要なので途中で変更すると費用がかかる。 ・月一度の伺い電話	基本はNTTアナログ回線。ひかりに設置した場合、再度設定が必要である、また不具合が発生する恐れがあるため承諾書が必要となる。	月額2,862円/台	利用料金は1カ 月300円 設置月からかか り撤去月まではか かりません。
③ 総合警備保障 基本プラン	保健師等による健康相談。警備員への駆けつけ	不要 （警備員 対応）	・ペンダント型	電話機が無い場合、設置不可。	なし （火災報知器追加等機能拡張可能。別途費用） ・伺いの電話	制限なし（光ネットも対応）	月額2,160円/台	利用料金は1カ 月300円 設置月からかか り撤去月まではか かりません。
④ 総合警備保障 ライفزリズム監視プラ ン	ライفزリズム監視。保健師等による健康相談。警備員の駆けつけ	不要 （警備員 対応）	・ペンダント型	電話機が無い場合、設置不可。	ライفزリズム監視 ※24時間対応 （火災報知器追加等機能拡張可能。別途費用） ・伺いの電話	制限なし（光ネットも対応）	月額3,132円/台	利用料金は1カ 月300円 設置月からかか り撤去月まではか かりません。

安心、安全を提供する

緊急通報サービスのご案内

こんな時、通報装置のボタンを押してください！

★急病・けがなど緊急時に！

看護師が様子をお聞きして救急車の出動要請をします！

★日頃からの練習のために！

試し押しでも大歓迎です！いつでもお気軽に押してください！

★健康・医療のご相談に！

24時間、看護師・相談員があなたのお声をお待ちしています！

ボタンを押すのって
勇気があるなあ

不安

押したら
何がおこる？

どんな人が
でるんだろう？

お変わりないですね。
お声が聞ければ
安心です。

これなら安心だ！

うっかり押しして
しまった場合
でも、24時間相
談員が親切丁寧に
対応します

サービスのしくみ



あんしんケアサポートが提供する「緊急通報サービス」受信センターの通称です。

緊急事態

救急車などの出動要請。その際、消防署にご利用者さまの既往歴・症状などを連絡します。

健康・介護に関するご相談

看護師が24時間365日通報をお受けしてアドバイスを行います。

ご連絡・駆けつけ

協力員の方や親族の方にご連絡・駆けつけ依頼をすることもできます。

24時間365日
いつでもお気軽に押してください。

機器には「固定型」と「携帯型」の2種類ございます

固定型

※固定型を希望される場合はNTTのアナログ回線が必要です

固定型の特徴



肩や肘でも押しやすい
大きなボタン



停電時最大
5時間稼働

ペンダント型送信機写真



緊急ボタン ※1ペンダントを使って通報は
できますが会話はできません

- ・本体（受信機内蔵）
- ・ペンダント型送信機
2点セット



ペンダントで家のどこ
からでも通報できる※1



自動でセンターへ
電池切れ通報を通知

携帯型 ×

本体写真(原寸サイズ※1)

携帯型の特徴



自宅の何処からでも
通報・通話が可能



電話回線の工事が不要
設置場所をとりません



ひとつのボタンのみの
簡単操作



携帯電話の電波のため
電話回線が不要

充電器写真



充電した時の写真



- ・本体（受信機内蔵）
 - ・卓上ホルダー型充電器
- 充電時間: 約2時間
連続待ち受け時間:
約350時間
2点セット



緊急・相談ボタン

※ペンダントひとつで
通報と会話ができます
※ご自宅敷地内のみ
のサービスになります

(※1 本体サイズは幅46.7×高さ76.6×厚さ16.7mm)

弊社の実績について

全国520自治体でご利用いただいております。

弊社は緊急通報端末の販売台数No.1です。(2015年実績)
端末機は全国15万台の稼働実績。

約20,000人の方にご利用いただいております。

弊社の緊急通報受信サービスは、全国で54市町村
(政令指定都市5市、中核市6市含む)と契約。

約28年の豊富な事業経験

自治体の緊急通報事業が開始されて依頼、サービスや機器を継続して提供しつづけています。
この経験を活かし、常にご満足いただけるよう、日々努力し続けています。

安心の実績
緊急通報システム販売
業界No.1

機器について

信頼の富士通ブランド
自社開発品!

住宅にマッチしたデザイン



安心の緊急ボタン

大きく押しやすいボタンです。

暗闇でもわかりやすい

ボタンの周りが光り、暗闇でも
位置が分かります。(常夜灯機能)

防水機能のペンダント

浴室内での使用が可能です。(※防水性能IPX5/IPX7)

安全に配慮したペンダント

ペンダント紐に力が加わると外れます。

無線緊急ボタン

トイレや寝室、台所など壁に緊急ボタンを設置
できます。無線式のため配線工事が不要です。

富士通ソーシャルライフシステムズ株式会社

第一営業部 住所：〒105-6125 東京都港区浜松町2-4-1

電話：03-6721-5815

第二営業部 住所：〒540-8514 大阪府大阪市中央区城見2-2-6

電話：06-6920-5502

FUJITSU

緊急通報サービス

富士通ソリューションシステムズ株式会社

必要なサービスをご選択ください

緊急



病気やけがで救急車を呼んでほしい時などに緊急ボタンを押してください。コールセンターのオペレーターが救急車の出動を要請します。

相談



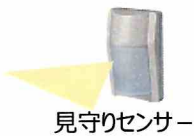
健康不安には相談ボタンを押してください。24時間365日看護師・医師が健康・医療相談をお受けします。

お元気コールサービス



毎月1回のお伺い電話により安否確認を行います。体の具合や生活の不安、最近のでき事など近況をご相談ください。

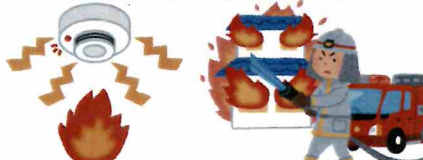
見守りサービス



見守りセンサー

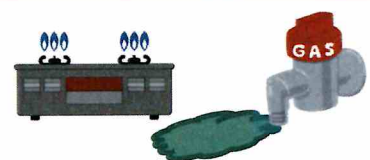
見守りセンサーにて、一定時間動きを感知しない場合にコールセンターから電話にて安否確認を行います。

火災検知サービス



火災センサーが作動すると、自動でコールセンターに連絡がはまります。消防車の出動を要請します。

ガス漏れ検知サービス



ガスセンサーが作動すると、自動でコールセンターに連絡がはまります。ご利用者に換気などを促します。

災害時安否確認



災害発生時などにコールセンターから安否確認の電話連絡を行います。

お誕生日コール



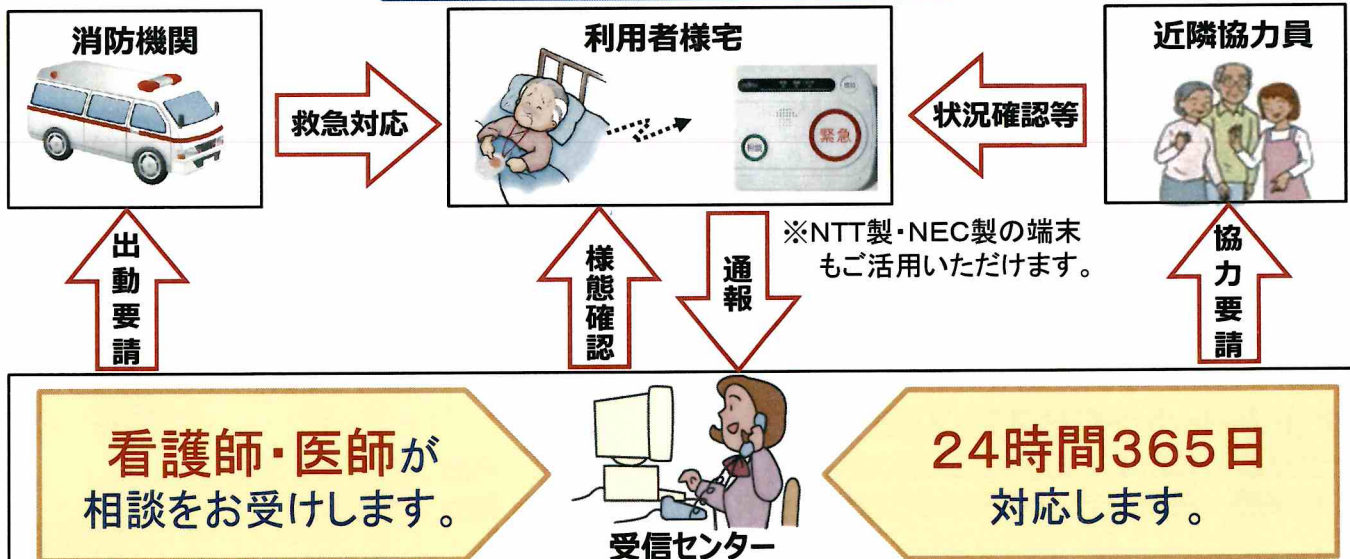
お誕生日にはコールセンターから電話にて、おめでとうコールを行います。

かけつけサービス



緊急時など安否確認が必要な場合にスタッフを現地に派遣します。

サービスの仕組み

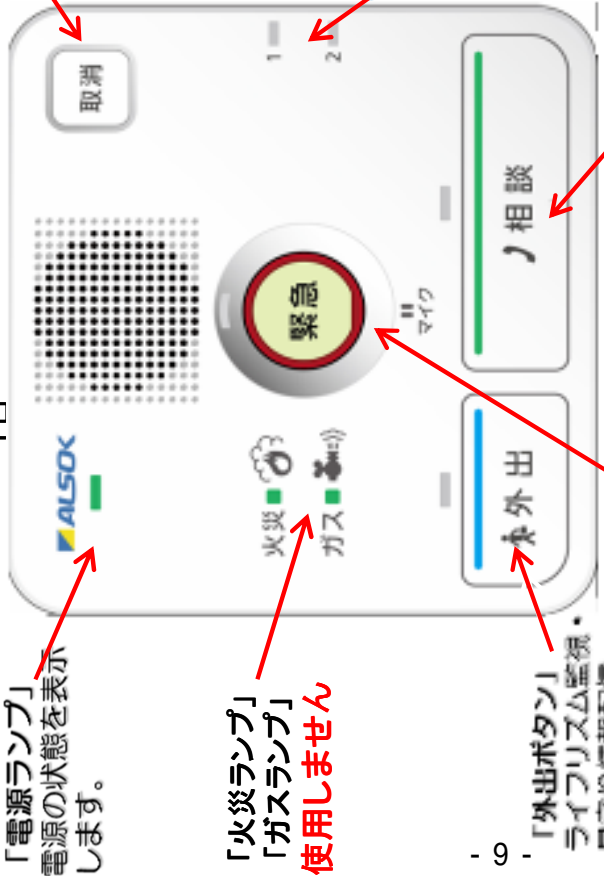


設置機器のイメージ図は以下のとおりです。

アルソック 設置機器について (ライフリズムプラン)



コントローラー (S-727) 電話付近に設置
1台



「電源ランプ」
電源の状態を表が
します。

「火災ランプ」
「ガスランプ」
使用しません

「取消ボタン」
警報音を止めるときに
押し続けていただくボタン
です。

「1ランプ」「2ランプ」
ALSOCKが業務で使用する
ランプです。

「相談ボタン」
電話相談するときや、電話
を受けるときに押すボタン
です。

「緊急ボタン」
緊急の際に押していただく
とALSOCKガードセンター
に通報します。

「外出ボタン」
ライフリズム監視・
見守り情報配信
サービスをご利用の
方が、外出/お滞りの
際に押していただく
ボタンです。

空間センサー
(天井付) 1台



ライフリズムホルダー



開閉センサーが条件により

使用できない場合設置。

鍵の置き場所付近に条件より設置

ALSOKステッカー



玄関や入口付近に張ります。

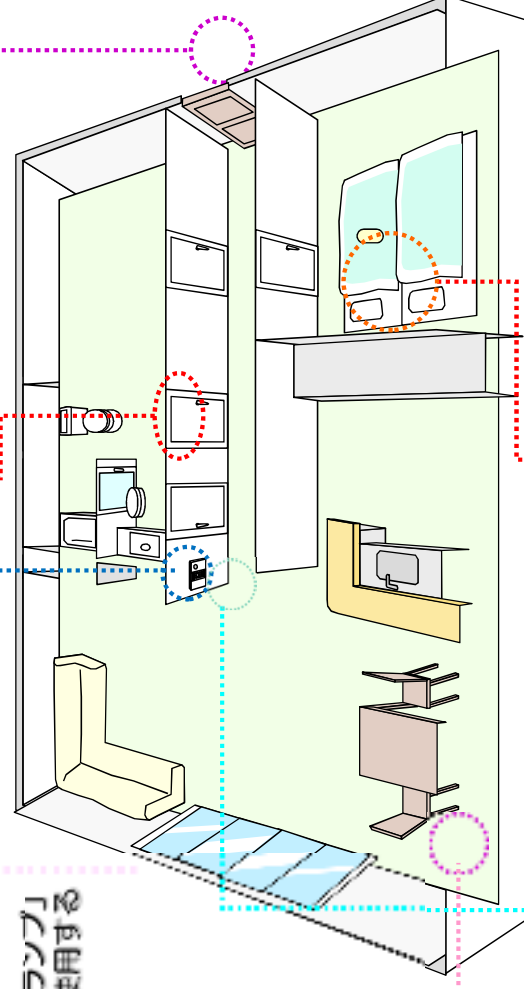
センサー送信機 1台



開閉センサー 1台



トイレ扉に設置



非常ペンダント 1台



寝室や首に掛けて、
室内であれば持ち運べます。

高齢者等の生活支援事業

事業名	対象者	事業目的	事業内容	平成29年度決算額(円)
老人日常生活用具等給付・貸与事業	在宅のねたき及びひとり暮らし老人	日常生活の便宜を図り、福祉の推進に資する。	火災警報器・自動消火器・電磁調理器の給付及び老人用電話の貸与。	11,988
緊急通報体制等整備事業	在宅の高齢者及び身体障害者のみで構成される世帯員	緊急時の疾病や災害等に迅速・適切に対応し、在宅の高齢者等の福祉の増進を図る。	受信センターと契約を行い、対象者宅に緊急通報装置を設置し、緊急時に救急車等の手配を委託。	14,696,892
高齢者配食サービス事業	在宅のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯員	食の確保と安否確認を行い、高齢者の福祉向上を図る	社会福祉協議会(月1～4回、自己負担1食200円)と、たんぼぼの会(佐原地区のみ週1～毎日、副食のみ自己負担1食250円)へ委託して配食サービスを実施。併せて安否確認を行う。	4,502,200
高齢者等外出支援サービス事業	65歳以上の要介護認定者及び身体障害者手帳1・2・3級の下肢不自由者で、移送車両でなければ外出が困難な者	高齢者等の社会参加を促進し、健康の増進及び福祉の向上を図る	社会福祉協議会へ委託して、市内及び隣接市町医療機関への受診又は退院並びに福祉施設等への入退所の送迎を実施。通院のためタクシーを利用した時にその料金の一部を助成する。	6,292,728
高齢者通院タクシー事業	高齢者のみで構成される世帯の76歳以上の高齢者	通院のための移動手段を確保し、福祉の向上を図る	指定タクシー業者のみ利用可能な1枚500円のタクシー券を1月につき2枚交付。通院のためタクシーを利用した時にその料金の一部を助成する。	7,624,500
高齢者短期入所事業	おおむね65歳以上で介護保険法の要介護又は要支援に該当しない者及び介護保険法における特定疾病以外の疾病又はひとり暮らしで日常生活を営むのに支障がある者。	高齢者及びその家族の福祉の向上を図る	介護者の疾病及び行事等により介護を受けることができなくなった高齢者を一時的に養護老人ホーム又は介護老人福祉施設で預かる。	3,054,000

緊急通報体制等整備事業 他自治体比較

市町村名	事業名	30年度当初予算額(千円)	実施形態	委託先	対象者	事業の内容・実施方法等	費用徴収	平成29年度実績	
								決算額(千円)	利用状況等
銚子市	緊急通報体制等整備事業	7,338	委託事業	ALSOKあんしんケアサポート(株)	65歳以上のひとり暮らし高齢者等(25年度より日中独居者含む)	緊急通報装置の取付け 緊急時の対応確保 定期的な保守点検	市民税非課税世帯月額200円 市民税課税世帯月額400円 生活保護世帯0円 日中独居者2,052円	7,283	設置数 282台
旭市	緊急通報体制等整備事業	8,429	委託事業	ALSOKあんしんケアサポート(株)	65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯	緊急通報装置の貸与、緊急時の対応確保、月1回の安否確認、健康相談	所得税課税世帯は自己負担有り	7,485	年度末設置数 223台
君津市	ひとり暮らし老人緊急通報システム設置事業	5,596	委託事業	総合警備保障(株)	在宅で常時ひとり暮らししている65歳以上の者	緊急通報装置の設置とペンダント型発信機の貸与 緊急時の対応確保	前年所得税額にに応じて負担あり(所得税非課税世帯は無料)	4,718	231人

香取市緊急通報装置設置要綱

平成18年3月27日告示第56号

改正

平成24年7月5日告示第141号

平成28年1月25日告示第15号

平成28年11月24日告示第202号

(目的)

第1条 この告示は、在宅の高齢者及び身体障害者に対し、緊急時の疾病、災害等に迅速かつ適切に対応するため、緊急通報装置を設置し、もって在宅の高齢者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 市内に居住し住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記録されている者（以下「市内に住所を有する者」という。）で、おおむね65歳以上のものをいう。
- (2) 身体障害者 市内に住所を有する者で、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。
- (3) 高齢者世帯 高齢者のみの世帯をいう。
- (4) 身体障害者世帯 身体障害者のみの世帯をいう。
- (5) 緊急通報装置 高齢者及び身体障害者が身につけることができ、簡単な操作により緊急事態を自動的に受信センターに通報することが可能な機器をいう。
- (6) 受信センター 緊急事態発生 of 通報を受信し、必要に応じ消防署等の出動を要請し、又は協力員の立会いを求める等の業務を行う機関をいう。
- (7) 協力員 受信センターからの連絡により必要に応じ現状確認を行うとともに、緊急時以外に相談、指導等を行う地域の協力者をいう。

(設置対象)

第3条 緊急通報装置の設置対象は、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 高齢者世帯
- (2) 身体障害者世帯
- (3) 市長が前各号と同程度と認めた者がいる世帯
(申請)

第4条 緊急通報装置の設置を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、緊急通報装置設置申請書（別記第1号様式）、誓約書（別記第2号様式）及び緊急通報装置協力員届出書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、緊急通報装置調査書（別記第4号様式）によりその実態を調査し、設置の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により設置の可否を決定したときは、緊急通報装置設置決定（却下）通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(届出義務)

第6条 前条第2項の規定により設置の決定を受けた者（以下「設置者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、緊急通報装置設置資格変更・喪失届（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 高齢者世帯又は身体障害者世帯等でなくなったとき。
- (2) 住所その他申請内容に変更が生じたとき。
- (3) 協力員を変更する必要があるとき。
- (4) 緊急通報装置の設置を辞退するとき。

(取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、緊急通報装置設置取消通知書（別記第7号様式）により設置者に通知し、緊急通報装置を撤去するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により緊急通報装置の設置を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が設置する必要がなくなったと認めるとき。

(業務の委託)

第8条 市長は、緊急通報装置に関する業務を受信センターに委託して実施することができる。

(費用の負担)

第9条 緊急通報装置の設置及びその使用に要する費用は、市が負担するものとする。ただし、設置者は、別表の基準により緊急通報装置の貸与に係る費用の一部を負担する。

2 市長は、前項の費用負担額に変更があったときは、緊急通報装置負担額変更決定通知書（別記第8号様式）により通知するものとする。

(台帳の作成)

第10条 市長は、緊急通報装置の利用状況を把握するため、緊急通報装置設置者台帳（別記第9号様式）を作成するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の佐原市緊急通報装置設置要綱（平成14年佐原市告示第138号）、小見川町ひとり暮らしの高齢者等緊急通報体制整備事業実施要綱（平成15年小見川町告示第37号）、山田町緊急通報体制等整備事業実施要綱（平成15年山田町告示第31号）又は栗源町高齢者福祉サービス事業実施要綱（平成12年栗源町告示第35号）に基づきなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年7月5日告示第141号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成28年1月25日告示第15号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月24日告示第202号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第9条第1項）

設置者の世帯の区分		負担額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護世帯	0円
B	市民税非課税世帯	0円
C	A・B以外の世帯	1箇所月 300円

別記

第1号様式～第9号様式 略